

平成27年11月25日

スーパーグローバル大学創成支援に係る通称等について

京都大学教育・学生支援部教務企画課

平成27年10月15日に、文部科学省高等教育局高等教育企画課（国際企画室調整係）から、これまで、スーパーグローバル大学創成支援の通称として、「SGU」という名称を使用しているところであるが、札幌学院大学が商標登録しているSGUの商標権を侵害する（商標の指定役務にあたる「大学における教授」にシンポジウムの開催が含まれる）ため、今後は、会議、シンポジウム等で事業名を使用する場合、「スーパーグローバル大学創成」と正式名称で名乗るよう通知を受けた。

このことを踏まえ、会議、シンポジウム等の場合に限らず、商標権侵害に該当することは回避したうえで、従来使用して一定の定着がみられた略称について、極力学内の混乱なく代替えできる通称等を整理する必要があることから、総務部法務コンプライアンス課の全面的な協力を得て、次のとおり整理する。

結論としては、今後学内においては、5の（4）に記したとおり「スーパーグローバル大学創成支援」、「スーパーグローバル特別招へい教授」、「スーパーグローバル数学特別講義」など、すでに商標登録のある「SUPERGLOBAL」や「スーパーグローバル進学塾」と類似しないように、カタカナ表記にし、かつ、「スーパーグローバル」という名称単体では使用しないようにした上で、「進学塾」と類似しない名称を「スーパーグローバル」の前か後に付加することを推奨する。

なお、すでに使用して修了した会議、シンポジウム等に係る印刷物はあえて修正しない。授業科目名やそれが使用される成績表などについては、今後は推奨例によることとし、従前のものについては可能な範囲で修正することとする。

1 はじめに

日本では、商標の登録制度を採用しており、登録された商標の商品やサービスと出所の混同を生じるおそれのある商標の登録や使用が禁止される。そして、商標法では、経験則に照らして出所の混同のおそれがある範囲について、「類似」という概念を用いており、(i) 商標が同一または類似で、かつ (ii) 商品やサービスも同一または類似かどうか、で商標権の侵害性が基礎づけられることになる。

このうち、(i) にあたる商標の類否の判断は、①外観（見た目）、②称呼（呼び方）、③観念（意味合い）のそれぞれの要素を総合的に考察して判断される。実務では、特に①外観（見た目）と②称呼（呼び方）が重要であると考えられている。

2 本学で使用してきた「SGU」との略称について

本学がスーパーグローバル大学創成支援において使用してきた略称は、次のとおりに整理できる。

[外観] SGU (標準文字)

[称呼] エスジーユー

[商品・サービスの内容]

- ・知識の教授、セミナーの企画・運営・開催、電子出版物の提供、図書及び記録の供覧など
- ・印刷物
- ・インターネットを利用して受信し、及び保存することができる画像ファイル、電子出版物など

3 札幌学院大学の商標との比較

同大学の商標は、次のとおりとなっている。

[外観] SGU (デザイン性あり)

[称呼] エスジイユウ

[商品・サービスの内容]

- ・大学における教授

このように、本学がスーパーグローバル大学創成支援において使用してきた略称と札幌学院大学の登録商標とは、(i) ①外観(見た目)も、②称呼(呼び方)も、きわめて類似しており、また、(ii) サービスについても、本学が教授行為を前提として使用する限りは、札幌学院大学の登録商標と同一または類似であるといえ、結果として類似性は非常に高いと考えられる。

なお、これは、現在本学が科目名としている「SGU 数学特別講義」や、職位としている「SGU 特別招へい教授」といった名称についても、いずれも「SGU」という外観に、「数学特別講義」や「特別招へい教授」の表記を追加したからといって、「SGU」という部分の外観・称呼やサービス内容に変更が生じるわけではないため、同様と考えられる。

4 「SGU」という略称を使用し続けた場合のリスク

以上のとおり、本件では、札幌学院大学の商標権に対する侵害性が排除できず、「SGU」という略称を今後使用しないとしても「SGU 数学特別講義」のように、既に科目名等にしたものについて現在の名称を使用し続けるとすると、札幌学院大学から、同大学の登録商標と類似して出所の誤認が生じるとして、差止請求や損害賠償請求を受けるおそれがある。

そして、商標法では、差止請求の場合、本学に故意・過失がなくても認容されるため、札幌学院大学の登録商標の存在を知らなかったと主張しても通用しない。また、損害賠償請求の場合は、故意・過失が必要とされるものの、法律上、本学の過失が推定されることとなる。いずれにしても、一般民事の不法行為のケースと比較すると、本学としては不利な立場に立たされることになる。ただし、損害賠償請求については、本件で認められうる損害額（本学が当該侵害行為によって得た利益額が損害額と推定されます。）は僅少だと判断できるので、その意味では商標権侵害の程度は低いと考えられる。

5 代替となる略称の検討

(1) 「S. G. U.」との案

「S. G. U.」は、①外観（見た目）においても②称呼（呼び方）においても、「SGU」との類似性が高い。さらに、③観念（意味合い）においても、そもそも札幌学院大学が「SGU」に込めた意味合いは「Sapporo Gakuin University」であると思われ、一方で、「S. G. U.」の「.」は、何らかの単語の頭文字を意味する記号として広く認知されており、類似性が高いといえる。

(2) 「sgu」「s. g. u.」との案

特許庁の公開データを調査した結果、学校法人浅井学園が登録している「agu」という商標と同じ「知識の教授、セミナーの企画等」のサービスについて、現在、学校法人青山学院が「AGU」という商標を登録出願している（登録の可否の判断はまだ出ていない）。これが無事に登録されれば、本件でも、札幌学院大学の「SGU」との登録商標に対し、「sgu」「s. g. u.」などの略称を使用することができる可能性は生じるが、「S」と「s」などは、同一のアルファベットの別表記に過ぎないことが広く認知されているので、なおも類似性を指摘されるおそれがあり、慎重な検討を要する。

(3) 「TGU」「T. G. U.」「tgu」「t. g. u.」との案

特許庁の公開データを調査した結果、現時点では、「知識の教授、セミナーの企画等」といったサービスについて、「TGU」「T. G. U.」「tgu」「t. g. u.」などに類似する登録商標はない（「TGU」という形のデザインの登録商標が1件あるが、輸送、梱包などのサービスについて登録されているのみで、本件で抵触はしないと考えられる。）。

ただし、別途調査したところ、東北学院大学と太成学院大学がそれぞれ「TGU」にデザインを加えた形のロゴをインターネット上で使用しています（太成学院大学では、URLも「www.tgu.ac.jp」としてしています。）。これらは、登録商標にはなっていないようであるが、本件で「TGU」「T. G. U.」「tgu」「t. g. u.」などの略称を使用すると、同大学らの商品や営業等との混同を生じさせるおそれがあるとして、不正競争防止法に基づ

いて差止請求や損害賠償請求を受ける可能性がないとはいえない。

(4) 「スーパーグローバル・・・」との案

特許庁の公開データを調査した結果、現在、「スーパーグローバル進学塾」という商標と、「SUPERGLOBAL」という商標が、それぞれ「知識の教授」というサービスについて登録されている。「SUPERGLOBAL」という登録商標と類似しないようにカタカナ表記にし、かつ、「スーパーグローバル」という名称単体では使用しないようにした上で、さらに「スーパーグローバル進学塾」という登録商標と類似しないように「進学塾」と類似しない名称を「スーパーグローバル」の前か後に付加すれば、いずれの登録商標との関係でも問題となることはないと考えられる。したがって、

「スーパーグローバル大学創成支援」、「スーパーグローバル特別招へい教授」、「スーパーグローバル数学特別講義」などのとすれば、問題ないと判断できる。

(5) その他

「グローバル」の頭文字のGが、学校名称で多用される「学院」の頭文字と同一であることから、札幌学院大学の登録商標をはじめ、「～GU」という商標がさまざまな大学によって多く登録されている状況となっている。また、「スーパーグローバル大学創成支援」の「スーパーグローバル」という箇所が、「卓越」、「地球規模」という意味合いにおいて教育分野と結びつきやすいため、類似の、又はそれを疑わせる商標が既に登録されている。

したがって、本件で「SGU」の代替となる略称を決定する際には困難が予想されるが、アルファベットを使用する場合でも、「TGU」よりも「Tgu」「tGU」などのように大文字と小文字を組み合わせる方が、現在の登録商標との関係で問題が少ないと思われ、そのような工夫をこらしてリスク軽減を図ることも考えられる。